

## 感染症と出席停止期間および登校届について

学校保健安全法施行規則により、ご子息が下記の感染症などにかかった場合は、余病の併発と他者への感染を予防するため「出席停止」の扱いになります。※出席停止の場合は欠席になりません。なお、医師により登校許可の診断が出された場合は、下記の「登校届」に保護者の方が必要事項をご記入のうえ、学校に提出してください。

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準	
第 1 種	鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで	
	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルスに限る)		
	新型コロナウイルス (COVID-19)		
	その他の指定感染症など		
第 2 種	インフルエンザ	発病後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで	ただし、症状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺が腫れだした後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで	
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状がなくなった後 2 日を経過するまで	
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎		
	溶連菌感染症		
	マイコプラズマ肺炎		
	感染性胃腸炎 (ノロウイルスなど)		
	その他の感染症など		

## 登 校 届

自由ヶ丘学園高等学校長 殿

令和 年 月 日

病名 \_\_\_\_\_

医療機関名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

上記の疾病について、月 日 ( ) からの加療の結果、医師により登校許可が出されましたので、月 日 ( ) から登校いたします。

新型コロナウイルスの場合は、登校届とPCR検査の結果(コピー可)を添えて提出してください。

年 組 番 \_\_\_\_\_

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印